

「第2次大分市自転車活用推進計画(案)」の市民意見公募に寄せられた意見等の要旨とそれに対する本市の考え方

市民意見公募期間:令和7年1月15日(水)～2月14日(金) 意見者数:2名 意見件数:6件

番号	意見要旨	意見に対する本市の考え方
1	とても魅力あふれていて、大分市が市民のためにされている事業だというものがありました。 ただ、他都市では、電動アシスト自転車の購入補助などされていますが、坂道が多く高齢化が進み、通学路にも坂が多い地域なので大分市も導入してはどうか。	電動アシスト自転車の購入補助は実施しておりませんが、市民や企業を対象に電動アシスト自転車を約半年間貸し出す事業を実施しております。 なお、70歳以上の高齢者には「大分市高齢者運転免許自主返納促進事業」の一環として、交通事故防止を目的に電動アシスト自転車等の交通用具購入奨励金の交付も行っております。
2	「思いやり」に掲げる大分市の課題に同意します。 特に、P19のヘルメットの着用は、全国的に見れば極めて高い着用率となっていますが、48%にとどまっていることや、P23のアンケート調査結果では自転車保険の加入義務の認知は進んでいるものの、加入している割合は44%にとどまっていること等の現状に鑑みて「ヘルメットの着用や自転車損害賠償責任保険加入の促進など、自転車の安全利用に関する啓発を進めることが必要です」との課題認識に同意します。	市民の自転車ルール・マナーに対する正しい理解が進むよう、引き続き、自転車の安全利用に関する啓発に取り組んでまいります。
3	P12に記載されているように、大分市においては人口の高齢化が進展するなかで、自転車利用の促進により、市民の健康維持増進はもとより、環境負荷の低減や、渋滞緩和などの公益増進を図るため、「だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現」を基本方針とすることに賛同します。	自転車が魅力的な交通手段となるよう、自転車の副次的効果も意識した利用促進を目指してまいります。
4	児童から高齢者まで、だれもが安全・快適に自転車を利用するためには、自転車の走行環境の整備が重要と考えており、「自転車通行空間づくり」に賛同します。 なお、計画期間の「令和7年度～11年度」の整備目標が明記されていませんが、具体的な数値目標を記載することが困難であれば、目標設定に係る基本的な考え方を明示するなど検討いただきたい。	自転車ネットワークの整備延長につきましては、25kmを目標としております。(P46)

「第2次大分市自転車活用推進計画(案)」の市民意見公募に寄せられた意見等の要旨とそれに対する本市の考え方

市民意見公募期間:令和7年1月15日(水)～2月14日(金) 意見者数:2名 意見件数:6件

番号	意見要旨	意見に対する本市の考え方
5	安全・安心な自転車利用の推進における点検整備や自転車損害賠償責任保険の普及に賛同します。 なお、条例で加入義務が課されている自転車損害賠償責任保険について、P23のアンケート結果では、義務化を知っていても、多数の方が加入していないとの回答をしています。 この要因として「①本当に加入していない」「②実質的に加入しているが、当該保険を認知していない」の2つが考えられることから、さらなる要因分析等を行い、効果的な周知活動に努めていただきたい。	ご指摘のとおり、自転車保険は他の賠償保険に付帯されているものもあり、利用者が認識していない場合も多いと考えております。本市が実施する小中学生を対象とした「おでかけ自転車マナーアップ教室」では、自転車保険の種類を例示し、加入状況を保護者に確認する調査に取り組んでいます。 今後とも、大分県や自転車販売事業者などと共に、自転車保険の重要性や種類などの周知に努め、保険の加入を促進してまいります。
6	自転車安全利用五則をはじめとしたルール・マナーの周知に賛同いたします。 なお、P59では『いわゆる「青切符」による取締りの導入など、交通ルールの法改正があった場合は速やかに、市民に周知します』と例示しているが、昨年11月の道路交通法の改正により、自転車の飲酒運転等で多数の県民の方が検挙等(2024年11月だけで2人が摘発、66人が指導警告)されていることから、現行であっても重大な法律違反になることを引き続き周知いただきたい。	警察や学校などの関係機関と連携しながら、引き続き、街頭啓発や自転車教室をはじめとした活動を実施し、広く市民に対して、自転車ルール・マナーの周知を図ってまいります。